

協議事項 2 会長及び副会長の選任について（案）**1 会長及び副会長の選任について**

前会長でもあった岡野俊彦委員の逝去に伴い、令和 6 年度第 1 回幹線交通検討分科会（書面決議）において、新たに委員を選任したところであるが、現在、会長が不在であるため、幹線交通検討分科会設置要綱第 4 条第 1 項に基づき、改めて会長及び副会長を委員の互選により定めるもの。

幹線交通検討分科会設置要綱

（会長及び副会長）

第 4 条 分科会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総括し、分科会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。